

学校施設環境改善交付金制度の拡充について

北信越部会提出
説明担当 長野市

学校校舎の増改築や大規模改修、耐震改修、学校給食施設の整備は、学校施設環境改善交付金を活用して事業が執行されています。

学校校舎等の交付金の算定にあたっては、基準面積に基準単価を乗じて算出（配分基礎額）していますが、通常施工する面積や実工事単価とその額が大きくかけ離れ、また、配分基礎額に対する交付額は3分の1（補助率）となっています。従って、実工事費に対する交付金の額は、1割から2割程度となっているのが現状です。

また、学校給食施設整備や耐震補強工事においても同様で、現在の制度では、学校施設環境改善交付金の補助率は3分の1となっていますが、補助基準が厳しく、総事業費の1割程度にしか達しないのが現状です。

厳しい財政状況の中において、校舎整備や、現在の耐震基準、衛生基準にあった施設を改修・建設するための学校施設整備には、必要最小限を考慮してもなお多額の費用がかかるため、交付基準の緩和、対象事業費の拡大、対象施設の拡大など、交付金制度の拡充を要望します。